

令和2年度 第1回 新潟市福祉有償運送運営協議会（会議概要）

日時：令和2年6月29日（月）午前10時00分～ 午前11時00分

場所：白山会館 芙蓉の間

傍聴者数：なし

《出席委員》

【学識経験者】

長岡技術科学大学大学院 教授

佐野 可寸志 会長

新潟青陵大学福祉心理学部 准教授

藤瀬 竜子 副会長

【利用者の代表】

福祉有償運送利用者

遠藤 千夏 委員

福祉有償運送利用者

石川 登志子 委員

【福祉有償運送事業の運送主体の代表】

特定非営利活動法人 新潟ミラクル福祉会

小島 花寿美 委員

【公共交通機関の代表】

太陽交通株式会社 代表取締役

佐藤 友紀 委員

新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事

佐々木 紀彦 委員

【公共交通運転手の代表】

全新潟タクシー労働組合 執行委員長

高橋 正行 委員

【関係行政機関職員】

新潟運輸支局 首席運輸企画専門官

佐久間 敏之 委員

【新潟市職員】

新潟市福祉部福祉監査課

林 美岐 委員

開会

2 議事

(1) 会長・副会長の選出について

以下、林委員を仮議長として議事進行。

規則にもとづき、互選により佐野委員が会長に決定。

また佐野会長の指名により藤瀬委員が副会長に決定。

(2) 小委員会委員の選出について

<事務局から、規則にもとづき小委員会について説明>

事務局案として、佐野会長以外に渡邊委員、石川委員、佐藤委員、高橋委員の提案があり、ほかに意見はなく、事務局案のとおり小委員会委員5名が決定。

(3) 福祉有償運送の更新登録申請について

・社会福祉法人 フレンドランド福祉会

<事務局から「協議1」「協議1(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・社会福祉法人 中東福祉会

<事務局から「協議2」「協議2(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・社会福祉法人 更生慈仁会

<事務局から「協議3」「協議3(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・社会福祉法人 中蒲原福祉会

<事務局から「協議4」「協議4(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・社会福祉法人 新潟太陽福祉会

<事務局から「協議5」「協議5(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

・特定非営利活動法人 ころ楽

<事務局から「協議6」「協議6(参考)」により更新登録申請案について説明>

質疑応答はなく、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価、運送の形態等について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

(4) 新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について

<事務局から「資料1-1~5」について、また委員の改選があったことから、今までの協議の経緯について説明>

【協議の概要】

(佐久間委員) 処理方針が昨年9月5日に全国一斉に改正された。この背景には、高齢化の進展や運転者の確保困難となっている社会情勢から、地域によっては事業所の全員で乗車前に点呼することが困難な地域が生じている。その意味で、それぞれの地域特性に応じて判断ができるよう改正された。

新潟市のような都市部であれば、原則対面で確認してもらうことが、安全を確認する意味では適切と思われる。

今回、新潟市もこの処理方針に基づいて運営方針の改正を提案されたと理解している。

【協議の概要（続き）】

(佐々木委員) 有償運送の主体が運行している車を自宅に持ち帰って、そこから利用者のところへ向かうことが考えられるが、この改正は、例えば、今需要があるから、皆さんから要望があるから等、何か目的があって改正をしようとするのか、説明をいただきたい。

(佐久間委員) 需要に関しては、それぞれの地域における現状であるため、現時点では図り切れていないところがある。

持ち込み車両について、新潟市では法人所有がほとんどだが、やはり効率を重視した場合に利用するケースが生じてしまう。それぞれの地方部においては、差し迫った問題ということで、柔軟に対応できるような改正になったため、理解をいただきたい。

(佐々木委員) 今の話は他の地域との整合性を図る意味での改正であり、現状新潟市では、今のところ想定されておらず、積極的には行わないよう指導があるという話でよいのか。

(佐久間委員) そのように規定が明確化されたと理解している。

(佐々木委員) 一応、実施できるケースではあるけれども、原則としては対面での確認をして欲しいということでのよいのか。

(佐久間委員) そのとおり。

(事務局) 持ち込み車両を活用している団体もあると認識しているため、必要な場合には効率性の観点から、協議会で合意をいただいたうえで、このような運営をするということを事務局としては提案させていただいたものである。

(佐々木委員) 資料に「登録されている車」とあるが、今の話を聞いていると、自己所有の車で運行される方については、この登録されている車以外の車を使って運行する場合もあるということか。

(会長) 基本は登録されている車であり、自己所有の車も登録しているという意味だと思う。

(佐々木委員) 今見ていると、法人所有しかなかったように思う。

(高橋委員) 今の佐々木委員の話は、個人持ち込みの車を認めていいのか、個人所有の車に限って、職員の自宅から出発してもいいのかということだと思う。そうすると、法人所有の車も個人の通勤に利用し、自宅まで乗って帰れば、次の出発時には対面せずに電話等で確認して直接利用者の方のところへ行くことが許されるようになってしまう。そうではな

く、先程佐久間委員から話があったように、地域の実情に基づいてやむを得ない事情を踏まえたうえでの安全点検が基本であって、それが便利だから、ロスを無くすからといった観点からやっていたのでは、安心安全が担保されていないと思う。そこは運営される団体の方々に良識を持って運営していただければよいと理解している。

(会長) 自由勝手にやるのではなく、やむをえない場合に限るなど、事業所の皆様に丁寧に説明していただければと思う。

その他の意見はなく、新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について、協議会の協議が調ったものとするに全員異議なし。

3 報 告

令和元年度下半期福祉有償運送運行状況実績報告について

<事務局から「報告1」により運行状況実績報告について説明>

【質疑応答の概要】

(佐藤委員) 実績報告まとめの「⑩せいむ」の対価に関して、「(～R2.1.1) 運送の対価：走行1キロあたり80円」、「(R2.2.1～) 運送の対価：走行1キロあたり130円」と記載があり、1ヶ月間期間が空いている。これは、運行がなかったのか、記載間違いなのか。

(事務局) 間違いである。

<訂正>「(～R2.1.31) 運送の対価：走行1キロあたり80円」、「(R2.2.1～) 運送の対価：走行1キロあたり130円」

4 閉 会

今回は令和2年11月中旬～下旬の開催を予定。

《配付資料》

資料番号	内 容	備 考
	次第（裏面座席表）	
	委員名簿	
	新潟市福祉有償運送運営協議会規則	
	新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針	

協議 1	協議概要（社会福祉法人 フレンドランド福祉会）	
協議 1（参考）	協議申請書類（社会福祉法人フレンドランド福祉会）	非公開
協議 2	協議概要（社会福祉法人 中東福祉会）	
協議 2（参考）	協議申請書類（社会福祉法人 中東福祉会）	非公開
協議 3	協議概要（社会福祉法人 更生慈仁会）	
協議 3（参考）	協議申請書類（社会福祉法人 更生慈仁会）	非公開
協議 4	協議概要（社会福祉法人 中蒲原福祉会）	
協議 4（参考）	協議申請書類（社会福祉法人 中蒲原福祉会）	非公開
協議 5	協議概要（社会福祉法人 新潟太陽福祉会）	
協議 5（参考）	協議申請書類（社会福祉法人 新潟太陽福祉会）	非公開
協議 6	協議概要（特定非営利活動法人 こころ楽楽）	
協議 6（参考）	協議申請書類（特定非営利活動法人 こころ楽楽）	非公開
資料 1-1	新潟市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について	
資料 1-2	福祉有償運送の登録に関する処理方針について	
資料 1-3	運営指針における安全な運転のための確認について	
資料 1-4	参考様式 3 安全な運転のための確認表	
資料 1-5	自家用有償旅客運送ハンドブック	
報告 1	福祉有償運送登録団体実施概要一覧・各団体実績報告書	